

福島県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
別表1 「社会福祉施設等」の定義				別表1 「社会福祉施設等」の定義			
1 区分	2 大分類	3 中分類	4 小分類	1 区分	2 大分類	3 中分類	4 小分類
(1)～(15) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(15) (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(16) 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設</u>	<u>日常生活支援住居施設</u>			_____	_____		
<u>(17) 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特</u>	(略)			<u>(16) 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特</u>	(略)		

に整備の必要 を認めるもの			
------------------	--	--	--

別表 2

交付の対象

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1)～(13) (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(14)日常生活支援住居施設</u>	<u>生活保護法第30条</u>	<u>(7)市町村</u> <u>(イ)社会福祉法人等</u>	<u>3/4</u>
<u>(15)その他施設</u>	(略)	(略)	(略)

別表 3 略

に整備の必要 を認めるもの			
------------------	--	--	--

別表 2

交付の対象

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1)～(13) (略)	(略)	(略)	(略)
_____	_____	_____	_____
<u>(14)その他施設</u>	(略)	(略)	(略)

別表 3 略

<p>(6)山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したも</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 幼稚園型認定こども園 ・ 小規模保育事業所 	<p>4 / 5</p>	<p>(5)山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したも</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 幼稚園型認定こども園 ・ 小規模保育事業所 	<p>4 / 5</p>
--	--	--------------	--	--	--------------

のの3分の1の
数値が0.4未
満である市町村
の区域内にある
ものに限る。
(創設を除
く。))

のの3分の1の
数値が0.4未
満である市町村
の区域内にある
ものに限る。
(創設を除
く。))

附 則 (3保第2594号)
略

附 則 (4保第2884号)
この要綱は、令和5年3月6日から施行する。

附 則 _____
略